

市第 140 号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成27年12月4日提出

横浜市長 林 文子

第1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速1号線
- 4 横浜市道高速2号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第2 変更内容

料金の額及びその徴収期間を次のように改める。

料金の額及びその徴収期間

1 基本料金の額

第1 申請の対象となる高速道路の路線名に掲げる高速道路（

以下「首都高速道路」という。)における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。

なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額

ア 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616 円
普通車	29.52 円
中型車	35.424 円
大型車	48.708 円
特大車	81.18 円

(注) この表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう(以下同じ。)

。

イ 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、150円とする。

(2) 適用方法

ア 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高

速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

- (注) 1 料金距離は、次の原則に従い定めるものとする。
- 。ただし、前記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。
- (1) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
- (2) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
- (3) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

- 2 現金車（E T C車（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車という。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）以外の自動車をいう。以下同じ。）は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から利用可能な最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添3の表に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。
- 3 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

イ 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

ウ 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めに伴って首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間をう回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該う回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間をう回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めによりう回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のよう

(ア) ETC車の場合の料金調整

A B間の料金距離とC D間の料金距離を合算した料金距離に応じて、前記イの計算式により算出された料金の額を適用する。

(イ) 現金車の場合の料金調整

A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

前記(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

2 特別の措置

(1) 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、前記1(1)アにかかわらず、平成28年4月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成33年3月31日までの間、次表アのとおり特別の措置を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表ア

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616円
普通車	29.52円
中型車	31.5864円
大型車	48.708円
特大車	63.1728円

(2) 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2キロメートル以下となる場合の料金の額については、前記1及び2(1)にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は次表イの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、次表ウの区分に応じた額とする。

なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表イ

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表ウ

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

- (注) 1 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添2のとおりとする。ただし、表ア、表イ及び表ウに定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。
- (1) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
 - (2) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
 - (3) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。
- 2 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添3の表に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2キロメートル以下となる場合の料金の額については、表イ又は表

ウの料金の額を適用する。

- 3 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めにによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間をう回する経路の起点となる途中流出口等をB、途中流出後、当該う回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めにによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間をう回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めによりう回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

ア ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

イ 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の単位

前記(1)から(3)までに定める料金の額に消費税法及び地方税

法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3 通常料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

ア 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

(i) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、次表に掲げる料金距離となる場合は、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は次表 a の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、次表 b の区分に応じた割引後の額を適用する。

表 a

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1277.6345 円	1888.8756 円	2405.2690 円

表 b

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1414.6368 円	1888.8756 円	3048.1260 円

イ 障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」と総称する。）に、次のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療

育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供されるもので、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者が当該自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cクレジットカード（会社との契約に基づきE T Cカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。）又はE T Cパーソナルカード（6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。）と車載器（同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(イ) 割引率

50パーセント以下とする。

ウ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、神奈川県道高速湾岸のうち鶴見区大黒ふ頭から川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで）及び川崎市道高速縦貫線のうち川崎市川崎区大師河原1丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港のうち川崎市川崎区浅田4丁目から同区大師河原1丁目まで（浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで）の区間を通行しない場合に限るものとし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(イ) 割引率等

20パーセントとする。ただし、次表 a に定める利用区間を通行する場合には、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の

額を適用し、次表 b に定める利用区間を通行する場合には、同表の割引率を適用する。

表 a

利用区間	割引後の額
神奈川県道高速横浜羽田空港、神奈川県道高速湾岸、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線及び川崎市道高速縦貫線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から神奈川地区における各出入口等まで（川崎市内に存する出入口等間の利用を除く。）	907.40円

表 b

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等（川崎市内に存する出入口等を除く。以下この表において同じ。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港3丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで	15%
神奈川地区における各出入口等から都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速2号分岐線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速4号分岐線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海2丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで	10%

(ウ) 中型車の特例

前記(ア)及び(イ)にかかわらず、ETC車のうち中型車が

表 a に定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

エ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、3会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a 車両単位割引

(a) 前記(ア)の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、次表 i の割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間は次表 ii の割引率を適用する。

(b) 平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平

成38年3月31日までの間においては、利用した出入口等に次表iiiに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、次表iv左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、次表vの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表 i

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

表 ii

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

表 iii

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、一般国道14号（京葉道路）との接続部（小松川ジャンクション（仮称）供用開始の期日まで）、一之江（小松川ジャンクション（仮称）供用開始の期日まで）、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海仮（仮称）、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表 iv

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝 浦
大橋ジャンクション	渋 谷
西新宿ジャンクション	新 宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤 通
小松川ジャンクション（仮称）	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝 川
有明ジャンクション	台 場

表 v

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0 %

10,000円を超える部分	5%
---------------	----

b 契約単位割引

前記(ア)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が1,000,000円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、当該利用者の前記aに定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10パーセントの割引率を適用する。

(ウ) 実施する期間

前記(イ) bに定める割引は、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間とする。

オ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸のうち鶴見区大黒ふ頭から川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した自動車とする。

(イ) 割引を適用する料金距離

次表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が同表右欄の料金距離を超える場合には、同欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、一般国道466号（第三京浜道路）及び一般国道1号（横浜新道）と横浜市道高速1号線との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、一般国道16号（横浜横須賀道路）と横浜市道高速2号線との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

(ウ) 実施する期間

平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成38年3月31日までの間とする。

カ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものではないと認定したものをいう。）とする。

(イ) 割引率

39パーセント以下とする。

- キ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。
- 会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。
- (ア) 割引を適用する自動車
- 割引を適用する自動車は、E T C車とする。
- (イ) 割引率
- 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。
- (ウ) 実施する期間
- 実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。
- (エ) 適用区間
- 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- (オ) 事前の届出
- 個々の企画割引ごとに前記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。
- ク 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。
- (ア) 割引を適用する自動車
- 割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
- (イ) 割引率
- 個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適

宜設定する。

(ウ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(エ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(オ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに前記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 割引相互間の適用関係

ア 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、前記(1)に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して前記(1)に定める他の全ての割引を適用する。

イ 障害者割引又はETC路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

ウ 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引及び都心流入・湾岸線誘導割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(ア) 重複適用の有無

	環境		
大口	○	大口	
湾岸	○	○	湾岸

○…適用あり

(注) 「環境」、「大口」、「湾岸」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引及び都心流入・湾岸線誘導割引を指す。

(イ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入・湾岸線誘導割引
4	大口・多頻度割引

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

前記(1)ア、ウ及びオに定める割引を適用した額（前記(1)ア及びウに定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成77年9月30日までとする。

5 その他

(1) 乗継について

首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

(2) 実施期日

前記1から3までに掲げる事項は、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	1 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	2 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	3 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	4 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（3に該当するものを除く。）
	5 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	6 けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、1ないし3に該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	7 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラー用トラクタ（2車軸）
	8 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	9 けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	1ないし3に該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及び4又は5に該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	10 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（7に該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラー用トラクタ（3車軸）
	11 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	12 けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	4又は5に該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、7又は8に該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及び10又は11に該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	13 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（10に該当するものを除く。）
	14 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（6、9及び12に該当するものを除く。）
	15 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	16 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（11に該当するものを除く。）

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

									加平	八潮南
								小菅JCT	2.9	2.9
								—	—	5.8
					堀切JCT	0.7	1.2	4.1	7.0	7.0
			向島	1.7	1.4	2.1	2.6	5.5	8.4	8.4
			駒形	—	—	—	—	—	—	10.1
		两国JCT	—	—	—	—	—	—	—	—
		箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	1.3	3.3	5.7	7.4	8.8	9.5	10.0	12.9
江戸橋JCT	1.2	2.5	4.5	6.9	8.6	10.0	10.7	11.2	14.1	17.0

堀切JCT	四つ木
	1.5

		三郷JCT・三郷
	八潮	—
八潮南	1.5	4.6
加平	4.4	7.5
小菅JCT	7.3	10.4
小菅	—	—
堀切JCT	8.5	11.6
堤通	9.9	13.0
向島	11.6	14.7
駒形	—	—
两国JCT	—	—
箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	17.3	20.4
江戸橋JCT	18.5	21.6

都道首都高速7号線

				京葉道路
			一之江	—
			—	—
		小松川JCT (仮称)	0.3	1.7
		—	4.4	5.8
两国JCT	2.5	—	6.9	8.3
		小松川	—	3.8
		錦糸町	—	7.9

都道首都高速8号線

京橋JCT	東京高速道路
	0.1

都道首都高速9号線

					辰巳JCT
				枝川	1.7
				—	2.2
		木場	—	—	—
		—	0.6	—	4.1
箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	—	1.8	—	—	5.3
		福住	—	—	—

都道首都高速11号線

芝浦JCT	台場	有明JCT
	2.8	—
		5.0

都道首都高速葛飾江戸川線

					葛西JCT
				清新町	—
				—	4.7
		小松川JCT (仮称)	—	—	—
		—	—	—	—
四つ木	2.6	5.0	—	8.7	11.2
		船堀橋	—	—	—
		—	—	—	—

都道首都高速晴海線

		東雲JCT
		—
晴海仮 (仮称)	豊洲	1.3
	—	2.7

都道首都高速板橋足立線

				江北JCT
			王子南・王子北	2.7
			—	—
		新板橋	—	—
		—	—	—
板橋JCT	0.9	1.0	4.4	7.1
		滝野川	—	—

都道首都高速品川目黒線

		大井JCT
		—
大橋JCT	五反田	9.4
	3.4	—

市第140号

都道首都高速目黒板橋線

						富ヶ谷	大橋JCT
						—	—
				西新宿JCT	初台南	0.4	2.4
			中野長者橋	—	—	1.6	3.6
		西池袋	—	—	—	—	—
	高松	—	3.8	5.5	—	7.1	9.1
熊野町JCT	0.3	1.9	5.7	7.4	—	9.0	11.0

神奈川県道高速湾岸、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

											辰巳JCT
											—
											1.4
											1.4
											2.9
											—
											—
											6.2
											6.9
											8.1
											9.5
											13.8
											—
											—
川崎浮島JCT ・浮島	2.3	4.2	—	9.9	11.1	—	13.6	15.1	16.6	—	18.0

												高谷JCT (仮称)
												—
												6.4
												—
												9.8
												11.2
												13.1
												14.6
												16.0
												16.0
												17.5
												—
												20.8
												21.5
												22.7
												24.1
												28.4
												—
												—
												32.6

都道首都高速湾岸分岐線

	昭和島JCT
東海JCT	1.9

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

												川口JCT
												—
												4.9
												6.3
												—
												8.6
												10.3
												12.5
												13.6
												16.6
												18.5

神奈川県道高速横浜羽田空港及び都道高速横浜羽田空港線

											子安	守屋町
											2.2	—
										1.3	3.5	—
						みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	—	—	—
						2.4	0.7	1.5	2.8	—	5.0	—
						—	3.1	3.9	5.2	—	7.4	—
			石川町JCT	石川町	横浜公園	—	—	—	—	—	—	—
			0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		山下町	—	—	—	3.0	3.7	4.5	5.8	—	8.0	—
		—	1.2	1.2	1.8	3.5	4.2	5.0	6.3	—	8.5	—
本牧JCT	新山下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1.0	—	2.2	2.2	2.8	5.2	5.9	6.7	8.0	10.2	—	—

											大師JCT・ 大師	羽田
											3.8	1.5
											—	5.3
											—	—
											6.7	8.2
											9.1	10.6
											—	—
											—	—
											—	—
											10.5	12.0
											10.9	12.4
											13.1	14.6
											14.4	15.9
											—	—
											15.9	17.4
											18.3	19.8
											—	—
											18.9	20.4
											19.4	20.9
											17.8	19.3
											16.8	18.3

神奈川県道高速湾岸

											川崎浮島 JCT・浮島	
											4.1	
											8.0	12.1
											3.1	11.1
											3.1	11.1
											4.6	16.7
											—	—
											8.2	23.4
											11.3	25.5
											13.4	28.6
											16.5	25.4
											17.4	29.5

横浜市道高速1号線

			第三京浜道路 ・横浜新道
			—
			—
金港JCT	横浜駅西口	三ツ沢	2.3
	0.6	1.8	—

横浜市道高速2号線

			横浜横須賀道路
			—
			—
石川町JCT	阪東橋	花之木	4.7
	—	0.7	2.4
		3.7	5.4
			7.7

横浜市道高速湾岸線

	大黒JCT・ 大黒ふ頭
生麦JCT	4.6

横浜市道高速横浜環状北線

				生麦JCT
				0.8
				3.7
				7.0
				8.2

横浜市道高速横浜環状北西線

	港北JCT(仮称) ・港北(仮称)
横浜青葉 JCT(仮称)	7.1

川崎市道高速縦貫線

			川崎浮島 JCT
			3.5
			5.6
富士見 (仮称)	大師JCT ・大師	殿町	7.9
	2.3	—	—

埼玉県道高速さいたま戸田線

						浦和南	美女木JCT
						—	1.5
						—	—
						—	7.9
						—	9.7
						—	11.5
						—	13.8

出入口等	料金距離 (km)
三溪園 (入口に限る。)	10.9
杉田 (幸浦方向へ進行する入口に限る。)	4.0
阪東橋 (入口に限る。)	4.7
新生麦 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。)	7.4
新生麦 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。)	14.5
新横浜 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。)	1.2
新横浜 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。)	8.3
港北 (仮称) (横浜青葉ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。)	7.1

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により提案する。

参 考

道路整備特別措置法（抜粋）

（高速道路の新設又は改築）

第3条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について2以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第5項省略）

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第8項から第10項まで省略）

平成 27 年 10 月 5 日

横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 殿

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 菅 原 秀 夫 (印)

「都道首都高速 1 号線等に関する事業」の変更について

(同意申請)

標記について、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、「都道首都高速 1 号線等に関する事業」のうち、貴市が道路管理者である高速道路について、別添のとおり変更したいので、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき、同意を求めます。

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

「料金の額及びその徴収期間」を次のように改める。

料金の額及びその徴収期間

1 基本料金の額

本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額

ア 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

イ 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、150円とする。

(2) 適用方法

ア 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

(注)

- 1 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。
 - (1) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
 - (2) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
 - (3) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道

路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

- 2 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から利用可能な最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

- 3 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

イ 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

ウ 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(7) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記イの計算式により算出された料金の額を適用する。

市第140号

(イ) 現金車の場合の料金調整

A B 間の通行と C D 間の通行を 1 回の通行とみなして、A から利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

2 特別の措置

(1) 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記1(1)アにかかわらず、平成28年4月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成33年3月31日までの間、下表(a)のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表(a)

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616

普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

(2) 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記1及び2(i)にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は下表(b)の区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表(c)の区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表(b)

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表(c)

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

(注)

- 1 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添2のとおりとする。ただし、上表(a)、上表(b)及び上表(c)に定める額を

適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(1) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(2) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(3) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

2 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出入口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表(b)又は上表(c)の料金の額を適用する。

3 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによっ

て首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

ア ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

イ 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)から(3)までに定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3 通常料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

ア 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりと

する。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

(i) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成33年3月31日までの間は下表(a)の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表(b)の区分に応じた割引後の額を適用する。

表(a)

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1277.6345円	1888.8756円	2405.2690円

表(b)

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1414.6368円	1888.8756円	3048.1260円

イ 障害者割引については、次のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特

別区が設置したものに限る。以下同じ。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、次のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの
- b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有す

る) 自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード(建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。))が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)]を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。))と車載器(同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。))をともに使用する場合に限る。

(イ) 割引率

50%以下とする。

ウ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション(大黒ふ頭出

入口を含む。以下同じ。) から川崎浮島ジャンクション (浮島出入口を含む。以下同じ。) まで] 及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで (大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで) の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで [浅田出入口から大師ジャンクション (大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。) まで] の区間を通行しない場合に限るものとし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(イ) 割引率等

20%とする。ただし、下表(a)に定める利用区間を通行する場合においては、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表(b)に定める利用区間を通行する場合においては、同表の割引率を適用する。

表(a)

利用区間	割引後の額
神奈川県道高速横浜羽田空港、神奈川県道高速湾岸、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線、川崎市道高速縦貫線 (以下「神奈川地区」という。) における各出入口等から同地区における各出入口等まで (川崎市内に存する出入口等間の利用は除く。)	907.40円

表 (b)

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等（川崎市内に存する出入口等は除く。以下この表において同じ。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から、都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速2号分岐線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速4号分岐線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海2丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	10%

(ウ) 中型車の特例

記(ア)及び記(イ)にかかわらず、ETC車のうち中型車が上表(a)に定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

エ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）〕が別に定める約款（以下「利用約款」という。）

により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。)を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a 車両単位割引

1 記(ア)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表(a)の割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間は下表(b)の割引率を適用する。

2 平成28年4月1日以降会社が定める日から平成38年3月31日までの間においては、利用した出入口等に下表(c)に掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表(d)左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額(以下「月間要件通行利用金額」という。)に応じて、下表(e)の割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表(a)

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0 %
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2 %
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5 %
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8 %
50,000 円を超える部分	12%

表 (b)

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0 %
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

表 (c)

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、一般国道14号（京葉道路）との接続部〔小松川ジャンクション（仮称）供用開始の期日まで〕、一之江〔小松川ジャンクション（仮称）供用開始の期日まで〕、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海仮（仮称）、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表 (d)

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝 浦
大橋ジャンクション	渋 谷
西新宿ジャンクション	新 宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤 通
小松川ジャンクション (仮称)	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝 川
有明ジャンクション	台 場

表 (e)

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0 %
10,000 円を超える部分	5 %

b 契約単位割引

記(ア)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(イ) a に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ウ) 実施する期間

記(イ) b に定める割引は、平成24年1月1日から平成38年3月31日までの間とする。

市第140号

オ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した自動車とする。

(イ) 割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、一般国道466号（第三京浜道路）及び一般国道1号（横浜新道）と横浜市道高速1号線との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、一般国道16号（横浜横須賀道路）と横浜市道高速2号線との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

(ウ) 実施する期間

平成28年4月1日以降会社が別に定める日から平成38年3月31日までの間とする。

カ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T Cコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(イ) 割引率

39%以下とする。

キ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(イ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(エ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適

宜設定する。

(カ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

ク 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(イ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ロ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ハ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ニ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(ア)から(ハ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 割引相互間の適用関係

ア 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記3に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記3に定める他の

全ての割引を適用する。

イ 障害者割引又はE T C路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

ウ 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引及び都心流入・湾岸線誘導割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(ア) 重複適用の有無

	環境			○…適用あり
大口	○	大口		
湾岸	○	○	湾岸	

(注) 「環境」、「大口」、「湾岸」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引及び都心流入・湾岸線誘導割引を指す。

(イ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入・湾岸線誘導割引
4	大口・多頻度割引

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記(1)ア、ウ及びオに定める割引を適用した額（記ア及び記ウに定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及

び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額)に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成27年9月30日までとする。

5 その他

(1) 乗継について

首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

(2) 実施期日

記1から3までに掲げる事項は平成28年4月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

以 上

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	1 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	2 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	3 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	4 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（3に該当するものを除く。）
	5 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	6 けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、1ないし3に該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	7 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラー用トラクタ（2車軸）
	8 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	9 けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	1ないし3に該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及び4又は5に該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	10 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（7に該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラー用トラクタ（3車軸）
	11 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社等が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	12 けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	4又は5に該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、7又は8に該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及び10又は11に該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	13 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（10に該当するものを除く。）
	14 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（6、9及び12に該当するものを除く。）
	15 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	16 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（11に該当するものを除く。）

都道首都高速4号線

									三宅坂JCT	外苑
									1.4	2.9
									—	4.3
					神田橋	竹橋JCT	北の丸	代官町	—	—
					—	0.9	1.3	—	2.2	5.1
				神田橋JCT	0.0	0.9	1.3	—	3.1	6.0
			常盤橋	—	—	1.6	2.0	—	3.1	6.0
		八重洲	0.6	—	—	2.2	2.6	—	3.8	6.7
	丸の内	—	—	—	—	2.4	—	—	4.4	7.3
	—	0.2	—	—	—	2.4	—	—	4.6	7.5
西銀座JCT	—	0.7	1.3	—	—	2.9	3.3	—	5.1	8.0

									永福	高井戸	中央自動車道 富士吉田線
									—	2.7	—
									—	—	3.4
								幡ヶ谷	—	—	—
								0.3	3.3	6.0	6.7
					西新宿JCT	—	—	1.1	4.1	6.8	7.5
					—	—	—	1.4	4.4	7.1	7.8
		代々木	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外苑	—	2.1	2.8	—	—	—	4.2	7.2	9.9	10.6
	三宅坂JCT	—	5.0	5.7	—	—	—	7.1	10.1	12.8	13.5
	代官町	—	6.4	7.1	—	—	—	8.5	11.5	14.2	14.9
	北の丸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	竹橋JCT	—	7.2	7.9	—	—	—	9.3	12.3	15.0	15.7
	神田橋	—	8.1	8.8	—	—	—	10.2	13.2	15.9	16.6
	神田橋JCT	—	8.1	8.8	—	—	—	10.2	13.2	15.9	16.6
	常盤橋	—	8.8	9.5	—	—	—	10.9	13.9	16.6	17.3
	八重洲	—	9.4	10.1	—	—	—	11.5	14.5	17.2	17.9
	丸の内	—	9.6	10.3	—	—	—	11.7	14.7	17.4	18.1
	西銀座JCT	—	10.1	10.8	—	—	—	12.2	15.2	17.9	18.6

都道首都高速4号分岐線

			神田橋JCT
		呉服橋	—
	江戸橋	0.2	0.8
江戸橋JCT	—	0.4	1.0

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

										中台
										2.9
										4.1
										5.1
										—
										6.9
										—
										—
										—
										10.8
										—
										—
										13.2
竹橋JCT ・一ツ橋	西神田	飯田橋	早稲田	護国寺	東池袋	北池袋	熊野町JCT	板橋JCT	板橋本町	—
	—	—	1.2	2.3	3.9	5.4	—	6.7	7.9	10.8
	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	3.6	4.7	6.3	7.8	—	9.1	10.3	13.2

			美女木JCT ・戸田
		高島平	—
		—	—
	中台	—	—
	板橋本町	6.1	8.8
	板橋JCT	7.3	10.0
	熊野町JCT	8.3	11.0
	北池袋	—	—
	東池袋	10.1	12.8
	護国寺	—	—
	早稲田	—	—
	飯田橋	14.0	16.7
	西神田	—	—
	竹橋JCT・一ツ橋	16.4	19.1

市第140号

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

									加平	八潮南
								小菅JCT	2.9	2.9
								—	—	5.8
					堀切JCT	0.7	1.2	4.1	7.0	7.0
				向島	1.4	2.1	2.6	5.5	8.4	8.4
			駒形	—	1.7	3.1	3.8	4.3	7.2	10.1
		两国JCT	—	—	—	—	—	—	—	—
		箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	1.3	3.3	5.7	7.4	8.8	10.0	12.9	15.8
江戸橋JCT	1.2	2.5	4.5	6.9	8.6	10.0	10.7	11.2	14.1	17.0

堀切JCT	四つ木
	1.5

	八潮	三郷JCT・三郷
	—	—
八潮南	1.5	4.6
加平	4.4	7.5
小菅JCT	7.3	10.4
小菅	—	—
堀切JCT	8.5	11.6
堤通	9.9	13.0
向島	11.6	14.7
駒形	—	—
两国JCT	—	—
箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	17.3	20.4
江戸橋JCT	18.5	21.6

都道首都高速7号線

				京葉道路
			一之江	—
			—	—
		小松川JCT (仮称)	0.3	1.7
		—	4.4	5.8
两国JCT	2.5	—	6.9	8.3
		錦糸町	—	—
		小松川	—	—

都道首都高速8号線

京橋JCT	東京高速道路
	0.1

都道首都高速9号線

					辰巳JCT
				枝川	1.7
			塩浜	—	2.2
		木場	—	—	—
		0.6	—	—	4.1
箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	—	1.8	—	—	5.3
		福住	—	—	—

都道首都高速11号線

芝浦JCT	台場	有明JCT
	2.8	—
		5.0

都道首都高速葛飾江戸川線

					葛西JCT
				清新町	—
			船堀橋	2.2	4.7
		小松川JCT (仮称)	—	—	—
		—	—	—	—
四つ木	2.6	5.0	—	8.7	11.2
		平井大橋	—	—	—

都道首都高速晴海線

		東雲JCT
		—
晴海仮 (仮称)	豊洲	1.3
	—	2.7

都道首都高速板橋足立線

				江北JCT
			王子南・王子北	2.7
		新板橋	—	—
		—	—	—
板橋JCT	0.9	1.0	4.4	7.1
		滝野川	—	—

都道首都高速品川目黒線

		大井JCT
		—
大橋JCT	五反田	3.4
	—	9.4

都道首都高速目黒板橋線

						富ヶ谷	大橋JCT
					初台南	0.4	2.4
				西新宿JCT	—	1.6	3.6
		西池袋	中野長者橋	—	—	—	—
	高松	—	3.8	5.5	—	7.1	9.1
熊野町JCT	0.3	1.9	5.7	7.4	—	9.0	11.0

神奈川県道高速湾岸、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

								有明	辰巳JCT
								—	1.4
								—	1.4
						臨海副都心	1.5	—	2.9
					大井	—	—	—	—
				大井JCT	1.8	3.3	4.8	—	6.2
			大井南・中環大井南	—	2.5	4.0	5.5	—	6.9
			東海JCT	1.2	—	3.7	5.2	6.7	8.1
			空港中央	1.4	2.6	—	5.1	6.6	8.1
			湾岸環八	—	5.7	6.9	—	—	9.5
川崎浮島JCT・浮島	2.3	4.2	—	—	—	9.4	10.9	12.4	13.8
				9.9	11.1	—	—	—	18.0

									千鳥町	高谷JCT (仮称)
									—	—
									3.9	6.4
						舞浜	—	—	—	—
					葛西	—	—	—	—	—
					葛西JCT	1.4	3.4	7.3	9.8	—
					新木場	1.4	2.8	4.8	8.7	11.2
					辰巳JCT	1.9	3.3	4.7	6.7	10.6
					有明	3.4	4.8	6.2	8.2	12.1
					有明JCT	2.9	4.8	6.2	7.6	9.6
					東雲JCT	2.9	4.8	6.2	7.6	9.6
					有明JCT	4.4	6.3	7.7	9.1	11.1
					臨海副都心	—	—	—	—	—
					大井	7.7	9.6	11.0	12.4	14.4
					大井JCT	8.4	10.3	11.7	13.1	15.1
					大井南・中環大井南	9.6	11.5	12.9	14.3	16.3
					東海JCT	11.0	12.9	14.3	15.7	17.7
					空港中央	15.3	17.2	18.6	20.0	22.0
					湾岸環八	—	—	—	—	—
					川崎浮島JCT・浮島	19.5	21.4	22.8	24.2	26.2

都道首都高速湾岸分岐線

東海JCT	昭和島JCT
	1.9

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

										川口JCT
										—
									新井宿	—
									—	—
									1.4	3.9
									—	4.9
									1.4	6.3
									—	—
									—	—
									3.7	8.6
									5.4	10.3
									7.6	12.5
									9.0	13.6
									8.7	12.6
									11.7	16.6
小菅JCT	1.9	4.9	6.0	8.2	—	10.2	—	13.6	15.0	18.5

別添3

出入口等	料金距離 (km)
三溪園 (入口に限る。)	10.9
杉田 (幸浦方向へ進行する入口に限る。)	4.0
阪東橋 (入口に限る。)	4.7
新生麦 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。)	7.4
新生麦 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。)	14.5
新横浜 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。)	1.2
新横浜 (仮称) (港北ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。) (ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。)	8.3
港北 (仮称) (横浜青葉ジャンクション (仮称) 方向へ進行する入口に限る。)	7.1

位置図

- 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 横浜市道高速1号線
- 横浜市道高速2号線
- 横浜市道高速湾岸線
- 横浜市道高速横浜環状北線
- 横浜市道高速横浜環状北西線

